

発委第 9 号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

令和 6 年12月25日提出

提出者 飯田市議会議会運営委員会
委員長 井 坪 隆

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。
第138条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飯田市議会会議規則新旧対照表（最終 令和5年3月20日飯田市議会規則第1号）

改正後（案）	現行
（陳情書の処理） 第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので<u>議長が必要がある</u> <u>と認める</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。	（陳情書の処理） 第138条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、<u>その内容が請願</u> <u>に適合する</u>ものは、請願書の例により処理するものとする。